

改訂版 競売不動産の基礎知識  
【正誤のお知らせ】

(3716)

平成 28 年 2 月 6 日  
株住宅新報社 出版・企画グループ  
TEL 03-6403-7806

【正誤】 上記書籍に、以下のような記述の誤りがありました。謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	誤	正
P 160 表内最終行	停止	中止
P 176 上から 6 行目	最低売却制度	最低売却価額制度
P 409 下から 5 行目	建物面積	建築面積
P 448 下から 2 行目	家屋又は償却遺産の	家屋の

改訂版 競売不動産の基礎知識  
【正誤のお知らせ】

(3716)

平成 28 年 12 月 14 日  
株住宅新報社 出版・企画グループ  
TEL 03-6403-7806

【正誤】 上記書籍に、以下のような記述の誤りがありました。謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	誤	正
P 160 表内下から 2 欄目	停止	中止（失効）

平成 28 年 12 月 5 日

【正誤】 上記書籍に、以下のような記述の誤りがありました。謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	誤	正
P 201 下から 1 行目	後行の滞納処分による～	後行の抵当権による～

平成 28 年 12 月 1 日

【正誤】 上記書籍に、以下のような記述の誤りがありました。謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	誤	正
P 197 下から6行目	執行抗告の申立てによる執行停止	執行異議の申立てによる執行停止

平成 28 年 11 月 25 日

【正誤】 上記書籍に、以下のような記述の誤りがありました。謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	誤	正
P 319 「賃貸人」の欄 下から7行目	賃借人	賃貸人

平成 28 年 11 月 21 日

【正誤】 上記書籍に、以下のような記述の誤りがありました。謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	誤	正
P 316 図内	代価弁済の予約	代物弁済の予約

平成 28 年 10 月 31 日

【正誤】 上記書籍に、以下のような記述の誤りがありました。謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	誤	正
P 198 上から8行目	執行官の執行処分とその遅滞の場合	執行官の執行処分とその遅怠の場合
P 199 「問題で確認」①上から2行目	遅滞	遅怠

平成 28 年 10 月 28 日

【正誤】 上記書籍に、以下のような記述の誤りがありました。謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	誤	正
P 108 問⑬ 1行目	次順位買受人を希望する者は、	次順位買受を希望する者は、

平成 28 年 10 月 26 日

【正誤】 上記書籍に、以下のような記述の誤りがありました。謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	誤	正
P 53 下から2行目	最高価買受申出保証人	最高価買受申出人

P 95 ③内容 上から 3 行目	不動産の移転	不動産の占有の移転
P 95 下から 5 行目	買受人は、	執行官は、

平成 28 年 10 月 18 日

【正誤】 上記書籍に、以下のような記述の誤りがありました。謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	誤	正
P 160 表内下から 2 欄目	(民事再生法)	(会社法)

平成 28 年 10 月 4 日

【正誤】 上記書籍に、以下のような記述の誤りがありました。謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	誤	正
P 67 上から 8 行目	代金納付期限通知書原本を税務署に持参して、	代金納付期限通知書原本を市町村役場（東京都 23 区は都税事務所）に持参して、

平成 28 年 6 月 22 日

【正誤】 上記書籍に、以下のような記述の誤りがありました。謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	誤	正
P 243 問 37 上から 2 行目	売却基準価額から 10 分の 2 に相当する額を控除した価額でなければならない～	売却基準価額から 10 分の 2 に相当する額を控除した価額以上でなければならない～

平成 27 年 11 月 26 日

【正誤】 上記書籍に、以下のような記述の誤りがありました。謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	誤	正
P 123 上から 1 行目	○	×
P 257 下から 4 行目	×	○

平成 27 年 7 月 22 日

【正誤】 上記書籍に、以下のような記述の誤りがありました。謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	誤	正
P 66 下から 1 行目	抵当権等よりも前に設定された非担保目的の所有権移転の仮登記で、 <u>最先順位のもの</u>	抵当権等よりも前に設定された非担保目的の所有権移転の仮登記で、 <u>最先順位でないもの</u>

P 74 上から 8～10 行目	売却の不許可の申出をすることができる(法 71 条 5 号、188 条)。手続中に判明した場合は、執行裁判所が職権により <b>売却不許可決定</b> をする。	売却の不許可の申出をすることができる(法 75 条 1 項、188 条)。手続中に判明した場合は、執行裁判所が職権により <b>売却不許可決定</b> をする(法 71 条 5 号、188 条)。
P 150 下から 1～2 行目	④ × <u>登記記録上の旧所有者を相手として申し立てればよい。</u>	④ ○ <u>申立前に、所有者に一般承継があった場合、差押登記をするためには、承継した新所有者名義となっていなければならない(148 頁参照)。</u>
P 197 上から 1 行目	遅滞	遅怠
P 315 下から 3 行目	債権	債務
P 411 下から 11 行目	建築基準法 42 条	建築基準法 42 条、 <u>43 条</u>